

秋田被害者 支援センターだより

第 2 号

平成15年3月31日

発行者 秋田被害者支援センター

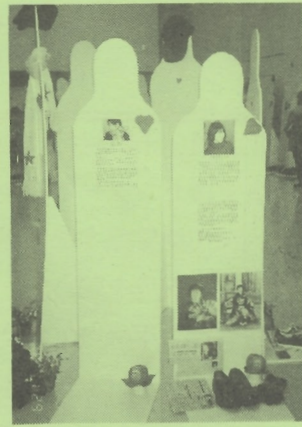
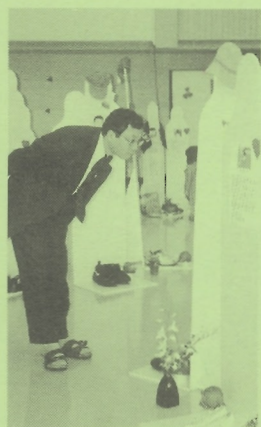
会長 佐藤 怜

電話 018-887-7605 FAX 018-887-7608

相談電話 018-832-8010

電話受付 午前10時～午後4時

(年末年始を除く火・木曜日)



生命のメッセージ展 in 秋田開催

平成14年11月29日(金)～12月1日(日)

秋田県社会福祉会館 2階 展示ホール

交通事故や犯罪・いじめ自殺・アルコールハラスメントなどにより、理不尽に命を奪われた人々のメッセージを通じ、生命の尊さと大切さを伝えるために家族の方々が、生命のメッセージ展実行委員会を組織し、平成13年より全国で展開している活動を秋田被害者支援センターと初めて共催という形で開催しました。

開催期間中、約800名の来場者があり、県内はもとより県外からも来場いただきました。親子の来場が多く、長時間にわたりゆっくりと一人一人の人型と靴に託された生命のメッセージを受け止めていた姿が数多くあり印象に残っております。

会場内では、開催期間中9組の参加家族によるミニスピーチと秋田出身の女優鈴木めぐみさんに

よる生命のメッセージ展実行委員長の鈴木共子さんの詩の朗読があり、来場者が立ち止まり耳を傾けていました。来場者の多くは直接被害者の方々の訴えを聞くことはないのですが、本当に熱心に聞き入っていました。また、初日には秋田県警察本部の坂口本部長が来場し、熱心にメッセージを読まれ、ちょうどはじまったミニスピーチも最後まで聞かれていました。初日には、大会議室において生命のメッセージ展実行委員会の清澤郁子さんによる講演会を開催し、賛助会員の皆様にも参加いただきました。

秋田開催にあたり、秋田からの参加家族三浦芳子さんに秋田会場の代表世話人になっていただきまた、実行委員会の世話人である大阪在住の米村幸純さんには、開催まで様々なアドバイスをいただきました。そして、三浦さんの娘さんの友人による「かよフレ」の皆さんには、準備から開催期間中にわたり、ご協力いただきこの場を借りてお礼を申し上げます。



秋田被害者支援センター総会

平成14年4月20日(土)

ふきみ会館

正会員、市町村行政の担当者が出席し、秋田被害者支援センターの総会が開催された。来賓として、秋田県警察本部犯罪被害者対策室室長小林幸蔵様のご祝辞を賜った。

議案は、平成13年度事業報告、収支決算、監査報告、平成14年度事業計画、収支予算が全会一致で承認された。今年度の重点項目として、秋田被害者支援センターの法人化が掲げられ、平成14年度中に法人化を目指し、活動を推進することになった。

また、支援員の新人養成講座を開講、「生命のメッセージ展」の開催が、本年度新たな事業として承認された。

総会終了後、「犯罪被害者支援における民間機関の役割について」と題した、社団法人いばらき被害者支援センター副理事長富田信徳氏の特別講演会を開催した。

秋田県警察本部犯罪被害者対策室長

小林 幸蔵

秋田被害者支援センターは、この1年間、研修や先進県の事例に学びつつ様々な問題を克服してきたと伺っています。同センターの運営にあたってこられた佐藤会長はじめ役員、相談員皆様の苦勞に対し心から敬意を表したいと思います。

被害者支援は、ここ数年来社会的関心が高まり

以前とは比較にならないほどの進展が図られてきましたが社会全体で被害者を支える意識の普及には、まだまだ時間が必要なようです。

被害者支援にいち早いご理解を示し、財政面でバックアップしていただいている各自治体の皆様、及び賛助会員の皆様に対しましても改めて敬意を表する次第です。

民間の被害者支援団体に関する最近の情勢ですが国は昨年7月に、犯罪被害者など給付金の支給等に関する法律を定め、一定の基準を満たした公益法人である民間支援団体を犯罪被害者等早期援助団体に指定する制度を定めております。

具体的には被害者の同意を得た上で、警察から早期援助団体に対する情報提供が可能となり、早い段階からの被害者支援活動ができます。

現在、全国で26の民間支援団体が設立されていますが、秋田被害者支援センターも本年度の重点目標に公益法人化を掲げ、早期援助団体の指定に向けた前段階の準備を進めていると伺っております。県警察としても、被害者支援に関する連携はもとより法人化に向けた取り組みについても微力ではありますがお手伝いをさせていただきたいと考えております。

本日ご出席の皆様におかれましても、秋田被害者支援センターに対し引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

特別講演会

「犯罪被害者支援における

民間機関の役割について」

社団法人いばらき被害者支援センター

副理事長 富田 信徳

ただいまご紹介していただきました社団法人いばらき被害者支援センター副理事長と事務局長を担当しております富田と申します。

ご存知のように昨年犯罪被害者等給付金支給

法が改正されて名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と変わり、内容も変わりました。いわゆる危機介入と呼ばれている直接的支援がはじまることになっています。そういう意味で去年から今年にかけて、特に民間機関の被害者支援が大きな転換期を迎えているということになります。これまでが決して意味が無いということではないですが、主として精神的支援活動、特にカウンセリング的なそれも電話を中心とした相談活動であったのが、実務的支援・直接的支援を含めたものに大きく変わろうとしています。今後民間機関がどのような被害者支援をしていかなければいけないのか、そしてその意味は何かを考えていきたいと思います。

被害や被害者の実態・ニーズを理解することが出発点です。被害者がさまざまな被害を二重・三重に受けていることです。被害者学では第1次被害と第2次被害に分けるのが一般的です。第1次被害というのは犯罪による直接的被害のことで、身体的・経済的・精神的被害を受けたことによる法律上・医療上・福祉上・生活上・家族関係などをめぐるいろいろな問題が発生することです。今後われわれの犯罪被害者に対する支援の必要性について述べます。

一番大事なのは被害者自身の立ち直りということですが、犯罪被害に限らず私たちの人生は常に困難というか問題に向かいます。少し冷たい言い方になりますが、被害者も乗り越えるのは自分です。犯罪の被害は「自分で乗り越えたら」というには打撃が大きすぎます。本人の自助努力を前提にしながらも、被害者の特性や主体性を尊重した支援が必要です。二つ目は都市化・近代化により地縁・血縁関係者による支援は衰退しており、また、地縁・血縁関係者による支援が不適切な場合もあるので、それ以外の者による組織的な支援が必要だということです。以前は犯罪被害にあうと助けたのは家族でした。しかし核家族化が進んでくると家族による支援が受けづらくなってきています。性被害を考えればわかりますが、性被害は

家族にも知られたくないことです。同じことが地域社会でも言えます。地域からの支援は受けづらくなっているばかりかその地域にいらなくなる場合もあります。したがって第三者による支援が重要になってきます。三つ目は捜査への協力や刑事司法に対する信頼を確保する観点からも支援は重要であるということです。

犯罪被害者に対する支援にはどのようなものがあるかということ、まず経済的支援です。次に直接的支援があります。たとえば危機介入・被害直後の混乱状況における支援があるし、カウンセリング、法律上の問題に対する支援、法廷付き添い、生活支援などがあります。被害補償に関する手続きや裁判の手続きを教えて欲しいというのがあります。さらに刑事司法における法的地位の向上ということで具体的には捜査機関等による被害者に配慮した対応であるとか被害者への情報提供であるとか、刑事手続きに被害者が参与するというようなことです。

誰が支援をすべきかということ一つには警察・検察などの刑事司法機関やその他の公的機関があります。民間機関としては被害者支援を目的とする民間機関やその他弁護士会や企業・宗教界などもあります。また家族・地域社会や被害者・遺族の自助グループなどです。支援の時期ですが被害直後のもの、捜査開始から判決の確定までのもの、それ以降というように大まかに分けられます。

わが国における民間機関による被害者支援は20のセンターを越えるようになって活発になりつつあります。

一番目は、刑事司法機関による支援には限界があります。わが国では警察による被害者支援は非常によく行われています。平成8年にできた被害者対策要綱があり、そのあと犯罪捜査規範の改正によって被害者支援が加わり、今回改正された犯罪被害者等の給付金の支給等に関する法律の22条に警察署長・県警本部長による被害者支援という条文がはいりました。法律として警察がはじめ



て被害者支援をすることが明文化されました。その後までずっと被害者を支援するのは制度上から難しいです。一方被害のほうは送検したからといって急に変わるわけではなく長期的に続きます。それから生活に関するもの、精神的支援に関するものは警察の支援からはずれると思います。危機介入的支援は別ですがたとえば育児や買い物などの支援は警察の支援でないと思います。従って刑事司法機関による支援には限界があります。

二番目に「縦割り行政」の問題があります。被害者のニーズというのは刑事司法だけでなく福祉関係などさまざまです。これは保健所の仕事、これは福祉事務所の仕事、これは警察の仕事というふうに分かれます。当然といえば当然ですがそれをコーディネートする機関がありません。公的機関で作ればいいわけですが、現実的にすぐは無理です。総合的なコーディネートを現段階でできるのは、とりあえずは民間ができるのではないかと思います。

三番目はコストの問題です。ボランティアはただ働きかという有償議論はありますが、少なくとも公的機関のコストよりは低くなります。アメリカでは「こういうボランティアが入ることによって何千ドル行政コスト削減した」というようなことが堂々といわれています。わたしもこの視点は大事だと思います。民間機関の活動にも当然資金は必要です。

日本の民間機関は今どういう段階にありどこに行こうとしているのか経緯を見ておこうと思います。わたしは1991年が民間被害者支援の開始の年だと考えています。1980年に施行された犯罪被害者給付制度発足10周年を記念するシンポジ

ウムで大久保恵美子さんが発言しました。「私の息子は飲酒運転の車にはねられてころされた。私は非常に大きな精神的打撃を受けた。ところが誰もそのことを理解しようとしなかったし、相談にも乗ってくれなかった。みんな、がんばってとかいつまでもめめめそしていたら息子は成仏できないというばかりだった。被害者の精神的ケアを考えて欲しい」。そして大久保さんはその時要求するだけでなく、「私もできることはします」とその時すでに言われています。わたしもその時フロアにいて、いまでも思い出すと身震いがします。わたしにとってもその時が被害者支援の原点です。

当時の警察庁本部長の田村さんの尽力もあって山上先生が1992年に犯罪被害者相談室をはじめました。これが現在、社団法人犯罪被害者支援都民センターになっています。先ほどの大久保さんはこの事務局長をなさっています。被害者から被害支援者へと活躍していらっしゃいます。警察の犯罪被害者対策要綱のルーツはこのシンポジウムなのです。このシンポジウムは民間の被害者支援のスタートであると同時に警察の被害者支援のスタートでもありました。民間の被害者支援機関も各地にできてきて、そろそろ全国組織を作る時期が来たということで「全国被害者支援ネットワーク」を1998年に作りました。

民間機関だけでなく被害者支援全体で言いますと、まだまだ理解が足りないので国民の理解を高めることです。被害者といってもいろいろな被害者がいるわけで多様な被害者に対応が必要だし、マスメディアの問題や自助グループの活動の活性化、最後は刑事司法では被害者と加害者の対話「修復的司法」と呼ばれるものが、はやっていてこれが本当に被害者に役立つのか検討する必要があると思います。というわけで、まだまだやらなければいけないことがたくさんあります。しかし大きなことばかり言っても仕方ないのでそれぞれの機関でできるところから着実にやっていき、力をつけていくことがなによりも大事なことです。

(講演抜粋 文責 沼澤)

研修会開催状況

1. 定例研修会（1期生）
2. 新人（2期生）養成講座
3. 特別研修会（1期生、2期生）
4. 県外研修（1期生）
を行いました。以下、研修内容について紹介
します。

1. 定例研修会（全12回）

- 4月24日 DV被害者への対応
(県女性相談所)
- 5月22日 交通事故被害者への対応
(県交通事故相談所)
- 6月26日 暴力被害者への対応
(暴力団壊滅秋田県民会議)
- 7月28日 子どもの被害者への対応
(CAP秋田)
- 8月28日 PTSD等精神疾患について
(笠松病院院長)
- 9月26日 弁護士による被害者支援
(弁護士 内藤 徹先生)
- 11月27日 成年後見人制度について
(司法書士 菊地喜久雄先生)
- 3月26日 音楽療法について
(横手興生病院 臨床心理士)

2. 新人養成講座

(1) 養成講座Ⅰ

- 10月2日 被害者支援に求められるもの
(佐藤 怜会長)
被害者支援の現状と課題
(県警犯罪被害者対策室)
- 10月9日 ストーカー、DV被害者について
(県警生活安全企画課)
DV被害者について
(県女性相談所長)
- 10月16日 犯罪被害給付金制度について
(県警犯罪被害者対策室)

被害者の心理と対応について
(臨床心理士 佐藤順子先生)

- 10月30日 被害者と裁判制度、損害賠償
(弁護士 内藤 徹先生)
- 11月6日 子どもの被害（児童虐待等）
(県中央児童相談所)
少年の被害について
(県警少年課)
- 11月13日 交通事故被害者について
(県警交通指導課)
刑事手続きと性犯罪被害者について
(県警捜査第一課)
- 11月20日 電話相談について
(佐藤 怜会長)
二次受傷について
(県警犯罪被害者対策室)
- 12月2日 ボランティアと支援者の倫理
(船山静子副会長)
- 12月11日 検察庁による被害者支援
(秋田地方検察庁)
交通事故ご遺族の体験談
(県内交通事故ご遺族)



(2) 養成講座Ⅱ

- 平成15年（全9回）
- 1月15日 講義 船山静子副会長
演習1（傾聴①）研修委員
- 1月29日 演習1（傾聴②）研修委員
- 2月5日 演習1（傾聴③）
(協和病院 臨床心理士)
- 2月12日 演習1（傾聴④）
(県障害者相談センター)
- 2月19日 演習2（感受性訓練①）
(県精神保健福祉センター)

3月5日 演習2 (感受性訓練②)

(県中央児童相談所)

3月19日 演習2 (感受性訓練③)

(秋田大学教育実践総合センター助教授)

※平成15年度は、引き続き、養成講座Ⅲ(実習)を行う予定です。

3 特別研修会

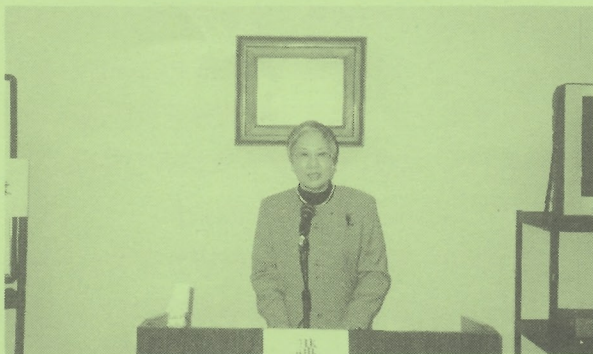
日時：平成15年2月26日(水)

於：秋田県生涯学習センター分館ジョイナス

講師：神奈川被害者支援センター

渡辺治重(はるえ)さん

演題：「民間の被害者支援について」



4 県外研修会

全国犯罪被害者支援フォーラム2002

平成15年11月8日(金)

テーマ『市民による被害者支援～

援助者と専門家の連携』

第1部 パネルディスカッション

司会 全国被害者支援ネットワーク

副会長 蔭山 英順

日弁連犯罪被害者支援委員会

副委員長 白井 孝一

パネリスト

☆ソーシャルワーカーの立場から

日本社会事業大学 教授 寺谷 隆子

☆民間援助者の立場から

いばらき被害者支援センター

事務局次長 照山 美知子

☆弁護士の立場から

大分弁護士会・犯罪被害者支援センター

所長 三井 嘉雄

☆被害者の立場から

交通犯罪被害者遺族

井上 郁美

第2部 分科会

1 自助グループ活動の進め方について考える

コーディネーター 大久保 恵美子(東京)

2 性犯罪被害者への支援

コーディネーター 白井 孝一(静岡)

報告者 宮田 逸江(静岡県弁護士会)

頼住 孝子(東京)

3 直接支援における専門家の関わり方

コーディネーター 富田 信徳 中島 聡美

報告者 寺谷 隆子

雑賀 正浩(長野県弁護士会)

警察関係者

4 DV・ストーカー被害への介入のあり方

コーディネーター 山上 皓 望月 広子

報告者 番 敦子(第二東京弁護士会)

警察関係者

全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会

犯罪被害者支援フォーラム

平成15年3月7日(金)～8日(土)

1日目

講演会 「犯罪被害者支援を応援する」

講師 毛利 甚八氏 家裁の人原作者

座談会 「時の流れと生きる」

コーディネーター

弁護士・社団法人被害者サポートセンターあいち

副会長 川上 明彦

社団法人被害者支援都民センター

事務局長 大久保 恵美子

パネリスト

被害者遺族の立場から ご遺族 3名

被害者支援の立場から

全国被害者支援ネットワーク会長 山上 皓

2日目

分科会Ⅰ 被害者に寄り添う電話相談での支援

分科会Ⅱ 電話相談以外の被害者支援と相談員の

ケア他

<全国研修会に参加して>

電話相談だけでなく、法廷への付き添いなど直接支援を全国被害者支援ネットワークに加盟している各組織も、模索しながら実践している現状に全国研修会で接し、秋田においても直接支援を実施しなければという思いを強くした。

特に被害者の立場から発言された井上郁美さんの「第三者の冷静な目での支援」という言葉に、早期に直接支援をする場合の支援員に求められるものを言い表していると感じた。

電話相談や直接支援をしていくうえで、専門知識の習得そして一人の人間として誠実に被害者の声に耳を傾け、心に寄り添っていきたい。

(M子)

～ 研修のひとこま ～

特別研修会講師の渡辺さんは、ご自身も交通事故で息子さん（事故当時 20 歳）を亡くされたご遺族の方です。今回は、支援をする側、支援を求める側の両方の立場でお話いただきました。

渡辺さんは講義の中で、「事件・事故直後は、当事者は何もする気にならない。だから早い時期に、第三者が支援の手を差し伸べて欲しい。」「周囲から食べ物や花の差し入れがあった時、自分が忘れられていない気持ちが伝わり、立ち直りのきっかけになった。」「裁判所付き添いや身の回りのことなど、被害者・遺族が1人では出来ないことを支えて欲しい。（いわゆる、直接支援）」と、切なる願いを訴えていました。

講義後、グループディスカッションを通して、民間ボランティア団体として被害者・遺族にできる支援について、受講生が渡辺さんと一緒に検討しました。

ここ秋田においては、事件・事故の当事者から直接的に支援を求める声をうかがう機会は、残念ながら少ないのですが、今回の特別講演会で、当事者を交えたディスカッションにより、受講生が「自分たちが今後何をしなければならないのか。」という活動ビジョンが明確になり、意識を高めたように思います。下記に紹介する受講生の感想か

らも、それがうかがえるのではないのでしょうか。

今後、研修委員として、ボランティア支援員の活動意欲の芽を摘むことなく、陰ながら活動を支援していきたいと思っております。（文責 E）

<受講生の振り返り シートより抜粋>

「悲しみは誰も受け止めてくれない。」という言葉が印象に残った。（A）

「自分の身に起きたら」と気持ちを大事にし、支援活動をしたい。（M）

もしできるなら、事件がおきてすぐ被害者・遺族に直接会って、身の回りの世話などして「自分には支援者がいる」ということを感じてもらいたい。（K）

平成14年度相談活動状況

相談件数比較

項目	14年	13年	比較増減
1 殺人	4	0	4
2 交通事故	8	15	-7
3 強姦	4	0	4
4 ストーカー	5	0	5
5 性被害	1	1	0
6 DV	7	3	4
7 暴力行為	1	0	1
8 財産被害	31	16	15
9 その他	31	23	-7
10 問い合わせ	8	15	-7
合計	100	73	27

今年度の相談活動は、電話相談が100件でした。開設当初は、交通事故の相談が多かったのですが、今年度は、身体被害の殺人、性被害関係の相談があり、身体的には癒されても精神的社会的な癒しには医療や家族そして、仲間同士の話し合いがもっと必要とされています。

また、活動を通じて直接的に関係機関への付添や情報提供が求められるケースもあり、特に直接支援については、新たな活動として取り組んでいきたいと考えております。

(事務局長 沼澤)

秋田県老人クラブ連合会より

「一円ポスト募金」の贈呈

平成14年9月19日(木)秋田県民会館を会場に、秋田県老連創立40周年記念第40回秋田県老人クラブ大会が開催されました。席上秋田県老人クラブ連合会佐藤好敏会長より、秋田被害者支援センター佐藤怜会長に「一円ポスト募金」の百万円が贈呈されました。ご寄付は、法人化を目指している当センターの広報啓発活動に役立させていただきます。ありがとうございます。



☆賛助会員の皆様へ

ご協力ありがとうございます。

秋田県警察官友の会 秋田県警友会連合会

池田五十龍 井上繁子 遠藤トミ子 河野二三四

小林錦 古仲宗雲 小松友子 齋藤律子

沢口秩子 鈴木厚子 高堂昭子 寺永守男

中嶋真知子 舩屋一 (敬称略 五十音順)

☆ご寄付や物品の寄贈ありがとうございます。

秋田銀行七日会

熊澤由美子 沢口秩子 齋藤律子 河内裕子

(敬称略 五十音順)

秋田被害者支援センターの 活動を支える賛助会員募集！！

センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。ご協力ください。

秋田被害者支援センター 代表 佐藤 怜

秋田銀行 本店 普通 No476400

北都銀行 本店 普通 No0953069

犯罪や交通事故などの被害で
お悩みの方へ 秘密は守られます。
《電話相談》

笑みにハート
018-832-8010

午前10時～午後4時

火曜日・木曜日(年末年始を除く)

《面接相談》 (要予約)

電話相談でお話を伺った上でご要望に
応じます。専門家(弁護士、精神科
医、産婦人科医、臨床心理士)が対応
します。

編集後記

秋田被害者支援センターの活動も2年目を終え、相談も徐々に増えつつあります。当初の電話相談や面接相談だけではなく、法人化に向けて直接支援について、関係者一同研修に励んでおります。生命のメッセージ展を秋田で開催するにあたり、実行委員である数多くのご遺族に出会い、直接お話を伺い、この活動がご遺族一人一人の自らの力で立ち上がるための一助になればと思いました。被害者の方々の信頼を得た活動を進めていくためにより研鑽をしていきたいと思っております。

市民一人一人が、被害者になりうるのだという思いの元に被害者支援について、考えただけならばと願っています。

MN